

# 審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 保管場所法
根 拠 条 項： 第6条第1項
処 分 の 概 要： 保管場所標章の交付
原権者（委任先）： 警察署長
法 令 の 定 め： 保管場所法施行規則第3条（保管場所標章の交付の手續）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 7日
申 請 先： 申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通第二課又は交通課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 警察署 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係(電話017-723-4211)
備 考：